

本校における懲戒について

小学部・中学部・高等部の学則で定められている事項はそれぞれ下記の通りです。

小学部学則

第 28 条

児童が本校の規則を守らず、その本分にもとる行為があったときは、懲戒処分を行う。

2.前項の懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3.次の各号のいずれかに該当する者は、退学とする。

- ①性行不良で改善の見込のない者
- ②学力劣等で成業の見込のない者
- ③正当な理由なく出席常でない者
- ④学校の秩序を乱し、他の児童・生徒の生活に支障をきたす者
- ⑤その他児童としての本分に著しく反する者

中学部学則

第 28 条

生徒が本校の規則を守らず、その本分にもとる行為があったときは、懲戒処分を行う。

2.前項の懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3.次の各号のいずれかに該当する者は、退学とする。

- ①性行不良で改善の見込のない者
- ②学力劣等で成業の見込のない者
- ③正当な理由なく出席常でない者
- ④学校の秩序を乱し、他の児童・生徒の生活に支障をきたす者
- ⑤その他生徒としての本分に著しく反する者

高等部学則

第 28 条

生徒が本校の規則を守らず、その本分にもとる行為があったときは、懲戒処分を行う。

2.前項の懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3.次の各号のいずれかに該当する者は、退学とする。

- ①性行不良で改善の見込のない者
- ②学力劣等で成業の見込のない者
- ③正当な理由なく出席常でない者
- ④学校の秩序を乱し、他の児童・生徒の生活に支障をきたす者
- ⑤その他生徒としての本分に著しく反する者